

第 2 回いなべ市行政改革推進委員会 会議概要

日時・場所	平成18年9月 8日 午前10時から いなべ市役所員弁庁舎 第7会議室
出席者	委員：8名全員委員出席（丸山康人、松井真理子、服部史郎、白井正年、松葉まち子、古農文雄、小林久里子、八田栄子）以上敬称略 説明者側：行政改革本部員：4名（企画次長、総務部長、福祉部長、教育次長） 事務局：3名
会議次第	1 開会 2 会長あいさつ ① 会長あいさつ ② 前回欠席委員紹介（松井委員） 3 議事 ① 第1回議事録の確認について ② いなべ市行政改革大綱の検討（パートナーシップのまちづくり）について 4 次回の会議について 5 その他
配付資料	1. 事項書 2. 第1回いなべ市行政改革推進委員会 会議概要 3. 総合計画の構成と目標年次 4. 行政改革の構成と目標年次 5. 地方交付税の概要 6. いなべ市行政改革大綱（案） 7. いなべ市の財政状況 8. 説明資料1から7
審議の概要	審議事項（以下●印は会長、◎印は委員発言、○印は事務局発言） ① 第1回議事録の確認について ・ 事務局から提案 全委員承認 ② いなべ市行政改革大綱の検討（パートナーシップのまちづくり）について ○ 大綱案に沿って説明。（大綱案P7・P8）いなべ市におけるNPO団体、ボランティア団体の活動について、総務、福祉、教育の立場から現状説明を行った。また、いなべ市の特徴として、住民と行政との連絡調整を始め防災・防犯・環境美化活動・敬老会の開催等で自治会が重要な役割を果たしていることを説明。（資料1から4） ◎ 近年、国レベルでは「市民の時代」、県レベルでも「新しい時代の公」といわれ、市民活動に対する関心が高くなってきた。また、その活動内容もより活発になってきている。NPOの許認可は県で行っているが、県よりもより住民に身近である市町単位で考えることが重要である。 今後は、行政としては住民のエネルギーを借りながら進めていく時代となってきている。 昨今「協働」という言葉がよく使われるようになったが、計画策定の時点から市民と行政が一緒になって協働することで住民の意識の向上に繋がる。桑名市の公園づくりでは住民が計画時点からアイデアを出し合い住民の自発性を促進した事例がある。行政としては、住民の「やる気」

を引き出す仕組みづくりを構築する必要がある。

- ◎ 資料によるとNPO・ボランティアで類似団体があるようだが混乱を招くようなことはないか？
- 両者とも公的な関わりを持つと言う意味では同様であるが、ボランティアを立ち上げ、その後継続性や財務強化のために、NPOに発展していくことが多い。行政では現在、両者の把握整理ができていない。
- ◎ NPO設立も県の許認可であり、市レベルでの把握は難しい。市レベルでのNPO団体等の一元化したデータベースがあれば望ましい。
- ◎ 個人情報保護などで難しい面もあるが、是非市で各種団体の情報を把握し、それを提供してほしい。
- ◎ 子育てサークル活動にたずさわっているが、自主サークル活動と資料に掲載されているボランティアとの違いはあるのか？
- 自主サークル団体も行政としては把握していきたいが、社協から声かけをしても、他の事業への動員等を気にして拒否されるケースも多い。
- ◎ 大綱案では市の安全協会・体協・ライオンズ等の既存組織との連携についてどう考えているのか解りづらい。
- 既存組織との連携については、既に関わりを持っているという前提で、あえて大綱案には盛り込んでいなかった。自主サークルや既存組織についても、ボランティアやNPOと共にパートナーとして位置づけたい。
- ◎ 主婦の活動においてアルミ缶の回収や古着等の回収で実績を上げている。主婦にはそういった潜在能力がある。主婦らが活動しやすい環境づくりが大切であり、行政に配慮を望む。
- ◎ 60歳から65歳までの高齢者においても同様である。
- NPO等の各種団体活動は一部の人だけの活動であるが、いなべ市では自治会活動においてはほぼ全住民をカバーしている。こういった自治会における役割は今後も重要と考えるが、これからの全てのニーズを自治会活動でカバーすることは難しい。市民意識の変化や、単身世帯の増加などによる非加入世帯の増加などにも対応できるよう、多様な市民参加による協働行政が益々重要となってきた。行政としてはNPO・ボランティア・サークル活動が一層活動しやすい仕組みづくりを構築する必要があり、それには、活動団体等の情報の収集、ストック、提供が課題である。
- ◎ 企業の窓口では、お客様からの要望提案事項を担当者が入力して、即時にお客様の声を業務に反映させるシステムが構築されている。
- 窓口入力までのシステムはないが、ホームページでの提案と質問では同様の仕組みがある。
- ◎ 合併後の市町においては小学校区程度の自治協議会を設置している自治体があるがいなべ市はどうなっているか？
- ◎ 合併市町によっては一体感を削ぐような例が見られることと、自治会固有の問題があり今のところ時期尚早ではないか。
- いなべ市では地方自治法上の自治協議会は設置していないが、旧町ごとに自治会長会を設置し、旧町ごとの課題についてそれぞれ協議いただいている。
- ◎ NPO等の活動拠点である市民センターはあるか？
- 市民センターはない。
- いなべ市の広報広聴活動について説明。（資料5から7）

- ◎ パブリックコメントについては条例化しているのか？
- 今のところ条例化はしていないが、「いなべ市政策意見公募方針」で運用している。
- ◎ 公募対象も行政の都合で選定することのないよう、はっきりとした基準を設けるべきである。
- ◎ 資料5を見た限りにおいては、意見公募期間が短すぎる。意見公募期間が短すぎると、せっかくの市民参画制度が逆効果となってしまう。より市民参加を促すには、パブリックコメントと同時に、住民説明会も併せて実施ぐらいが必要である。
- ◎ 行政改革が成功するかどうかは、首長と市幹部の心構え次第である。改革を進めるという首長の強い意志を市民に示せるような大綱案にすべきである。
- 情報公開の不服申し立てはあるのか？
- あるので次回委員会に提示する。
- ◎ 委員会としてのこのテーマに対するまとめが必要ではないのか？
- 本日の各委員の意見を基に会長と事務局において大綱案について検討させていただき、修正した大綱案を次回の委員会において再度提出し確認いただくことになる。

- 次回委員会は11月に開催予定とし、後日事務局で日程調整を行う。